

目 次

規 則

津市庁舎管理規則の一部を改正する規則

訓 令

三重短期大学の組織に関する訓令の一部を改正する訓令

告 示

国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証の無効

津市下水道排水設備指定工事店の指定

近傍同種の住宅の家賃

地縁による団体の認可

公 告

犬の抑留

一般競争入札の執行

都市計画の案の縦覧

水稲の農作物共済（一筆方式）に係る共済金等

犬の抑留

犬の抑留

開発行為に関する工事の完了

犬の抑留

開発行為に関する工事の完了

教育委員会告示

教育委員会の招集

選挙管理委員会告示

農業委員会委員選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の

選挙人名簿からの抹消者

監査委員告示

住民監査請求に係る監査結果

水道局告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年1月21日

津市長 松田直久

津市規則第2号

津市庁舎管理規則の一部を改正する規則

津市庁舎管理規則（平成18年津市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が別に指定した行為については、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市訓令第1号

庁中一般
出先機関

三重短期大学人事に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成20年1月31日

津市長 松田直久

三重短期大学人事に関する規程の一部を改正する訓令
三重短期大学人事に関する規程（平成18年津市訓令第34号）の一部を次のように改正する。

第3条中「助教授及び講師（常時勤務の者に限る。）」を「准教授、講師（常時勤務の者に限る。）及び助教」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

津市告示第6号

下記に係る国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証は無効であることを告示する。

平成20年1月18日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
1259445	平成19年10月1日	平成19年12月6日
9136484	平成19年10月1日	平成19年12月22日
1319934	平成19年10月1日	平成19年12月27日
9203170	平成19年10月1日	平成19年12月30日
1259908	平成19年10月1日	平成20年1月7日
0853408	平成19年10月1日	平成20年1月11日

国民健康保険高齢受給者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
1319934	平成19年8月1日	平成19年12月27日
0853408	平成19年8月1日	平成20年1月11日

津市告示第7号

津市公共下水道条例（平成18年条例第201号）第6条第1項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第17条第1項の規定により告示する。

平成20年1月22日

津市長 松田直久

指定した工事店

工事店名	所在地	指定期間
村田設備	津市津興69番地2	平成20年1月4日から 平成23年3月31日まで
N'sホーム	多気郡明和町坂本120 0番地8	平成20年1月4日から 平成23年3月31日まで

津市告示第8号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号）第16条第2項及び津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第203号）第14条第1項の規定に基づき、平成19年度の津市市営住宅の近傍同種の住宅の家賃を次のとおり定めた。

平成20年1月31日

津市長 松田直久

市営住宅の名称	近傍同種の住宅の家賃
白塚団地1号館	32,800円
白塚団地2号館	32,800円
白塚団地3号館	33,100円
白塚団地4号館	38,800円
白塚団地5号館	39,400円
一身田アパート	38,500円
上浜町六丁目住宅	7,400円
旭町CBアパート	11,400円
下部田簡耐住宅	7,500円
大井アパート	24,600円
大井住宅 1	33,800円
大井住宅 2	33,800円
大井住宅 3	34,800円
大井住宅 4	34,800円
大井住宅 5	39,900円
大井住宅 6	39,900円
大井住宅 7	41,900円
大井住宅 8	41,900円
高洲町アパート1号館	15,200円
高洲町アパート2号館	17,800円
高洲町アパート3号館	23,200円
高洲町アパート4号館	24,600円

高洲町アパート5号館	24,600円
高洲住宅 1	38,000円
高洲住宅 2	38,000円
高洲住宅 3	40,700円
高洲住宅 4	41,900円
新町1号館アパート	16,900円
新町2号館アパート	16,500円
新町3号館アパート	14,900円
新町4号館アパート	14,900円
千鳥アパート	43,300円
阿漕簡耐住宅	11,600円
阿漕B住宅	8,900円
阿漕C住宅	8,900円
阿漕1号館アパート	14,500円
阿漕2号館アパート	15,300円
南阿漕1号館	22,000円
南阿漕2号館	32,400円
朝夕1号館アパート	12,100円
朝夕2号館アパート	13,300円
朝夕3号館アパート	13,900円
藤水団地1号館	41,700円
藤水団地2号館 1	40,000円
藤水団地2号館 2	44,800円
上弁財団地1号館	50,200円
上弁財団地2号館 1	50,800円
上弁財団地2号館 2	41,800円
ぜにやま団地1号館	10,900円
ぜにやま団地2号館	12,000円
ぜにやま団地3号館	11,800円
ぜにやま団地4号館	13,200円
ぜにやま団地5号館	12,600円
ぜにやま団地6号館	14,500円

ぜにやま団地7号館	15,000円
ぜにやま団地8号館	15,400円
ぜにやま団地9号館	16,000円
ぜにやま団地10号館	16,000円
ぜにやま団地11号館	16,000円
ぜにやま団地12号館	17,500円
ぜにやま団地13号館	22,300円
ぜにやま団地14号館	22,300円
ぜにやま団地15号館	24,600円
ぜにやま団地16号館	25,500円
ぜにやま団地17号館	27,400円
ぜにやま団地18号館	27,400円
ぜにやま団地19号館	27,400円
垂水D住宅	8,800円
藤方団地1号館	28,500円
藤方団地2号館	28,800円
藤方団地3号館	28,800円
藤方団地4号館	28,800円
城山アパート	11,700円
西城山1号館アパート	14,800円
西城山2号館アパート	14,800円
西城山3号館アパート	15,000円
西城山4号館アパート	15,000円
西城山5号館アパート	15,000円
西城山6号館アパート	15,000円
小森団地1号館	45,300円
小森団地2号館	41,700円
小森A住宅	7,000円
高茶屋住宅	7,500円
里ノ上A住宅	7,500円
里ノ上B住宅	7,900円
雲出1号館 1	71,800円

雲出1号館 2	67,400円
雲出1号館 3	66,700円
雲出1号館 4	66,700円
雲出1号館 5	69,200円
雲出2号館 1	74,100円
雲出2号館 2	69,400円
雲出2号館 3	68,700円
雲出2号館 4	69,400円
雲出2号館 5	68,700円
雲出2号館 6	71,200円
雲出2号館 7	74,100円
野村団地	10,500円
野村東団地	9,800円
相川団地	11,100円
森団地 1	8,000円
森団地 2	8,500円
森団地 3	12,400円
森団地 4	12,700円
森団地 5	8,500円
森団地 6	15,600円
森団地 7	13,900円
森団地 8	15,500円
中町団地A	26,300円
中町団地B	28,600円
相川西団地A	28,200円
相川西団地B	35,700円
明神団地	37,600円
北口団地A	37,300円
北口団地B	40,300円
桃里団地A	43,400円
桃里団地B	50,500円
桃里団地C	44,400円

桃里団地D 1	97,500円
桃里団地D 2	80,300円
桃里団地D 3	80,400円
桃里団地D 4	96,500円
中別保住宅	9,300円
青木団地	17,700円
藤ヶ丘団地	30,500円
殿町住宅	40,100円
新横山住宅	39,900円
美里第1住宅A棟	34,600円
美里第1住宅B棟	34,600円
美里第2住宅1号館	19,100円
美里第2住宅2号館	19,100円
片野団地	38,200円
新沢田団地	31,400円
奥津団地	5,500円
下之川団地	5,300円

津市告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を認可し、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成20年1月31日

津市長 松田直久

1 名称

棕本10-2自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 地域内の防犯・安全・協調

3 区域

本会の区域は、津市芸濃町棕本4672番地、4741番地6、4737番地2、4706番地7、3525番地2、3524番地1、3431番地29、及び3859番地を結んだ区域とする。

4 事務所

三重県津市芸濃町棕本6127番1に置く。

5 代表者の氏名及び住所

小粥 博

三重県津市芸濃町棕本6129番地1

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の理由

本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の3分の2以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成20年1月31日

津市公告第11号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成20年1月17日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成20年1月15日
- 2 抑留期間 平成20年1月22日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 白塚町	ピレニーズ	白	不明	大	91日 以上	首輪、リード付

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059-223-5192

津市公告第12号

次のとおり一般競争入札を執行するので、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

平成20年1月17日

津市長 松田直久

1 件名

津市地域ICT利活用モデル構築事業に係る準拠情報システム機器等の貸借

2 業務内容等

別紙仕様書のとおり

3 入札日時

平成20年1月24日（木）午後2時

定刻になっても出席のない場合は棄権とみなします。

又、開札は入札後直ちに行います。

4 入札場所

津市役所7階入札室

5 資格確認

次の書類を平成20年1月22日（火）午前11時までに情報企画課へ提出してください。ただし、津市競争入札参加者名簿に登録のある業者は提出不要です。

(1) 登記簿謄本

(2) 納税証明書（法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税）

(3) 消費税の納税証明書（その3・未納税額のない証明用）

(4) 印鑑証明書

6 契約書

要（別添のとおり）

7 契約保証金

契約金額の100分の10以上

但し、津市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は減免。

8 契約期間

平成20年3月1日から平成22年3月31日まで

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

9 入札方法及び決定方法

- (1) 指定の入札書により、別紙仕様書に基づき入札金額等を記載のうえ、封書し、入札を行ってください。
- (2) 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 同等品については、同等品の条件に適合する物件を選定し、平成20年1月22日（火）午前11時までに別添の同等認定書に同等品の条件に適合・不適合が確認できる仕様、定価表示等のある資料（カタログ等）を添付の上、情報企画課へ申請してください。
認定された場合は、同等認定書を交付しますので、入札書の裏面に同等認定書をホチキス止めして入札してください。入札書に同等認定書の添付がない場合、もしくは、上記認定が受けられない場合は、仕様書物件のとおりにして取り扱いますので注意してください。
- (4) 再入札を行う場合がありますので、入札書の予備を用意してください。
- (5) 同額の者が2業者以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
- (6) その他、入札者は、別添「競争入札参加者心得」に留意の上、入札に臨んでください。

【問い合わせ先】

津市役所 総務部 情報企画課 情報企画担当

電話番号 059-229-3118

津市地域 ICT 利活用モデル構築事業に係る準拠情報システム機器等の賃貸借に係る仕様書

1 賃貸借の目的

この業務は、本市が総務省の委託を受けて実施する津市地域 ICT 利活用モデル構築事業に係る準拠情報システムに係るハードウェア機器、ソフトウェア及び付属設備並びに関連パソコン機器等の賃貸借を行うものである。

2 件名

本件名は、「津市地域 ICT 利活用モデル構築事業に係る準拠情報システム機器等の賃貸借」とする。

3 賃貸借対象物件

別紙「賃貸借物件一覧」に掲げるハードウェア機器、ソフトウェア及び付属設備並びに関連パソコン機器等（以下「機器等」という。）とする。

4 賃貸借期間

平成20年3月1日から平成22年3月31日まで（25ヶ月）とする。この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。

5 設置期限及び場所

(1) 賃貸借対象物件の設置期限は、別途津市から指示するものとし、当該期間内に全ての物件について、機器等の初期環境設定が終了しているものとする。

(2) 賃貸借対象物件の配置場所は、津市が別途契約する市内の民間データセンター、幼稚園、保育園、高田短期大学、子育て支援拠点とする。

具体的な配置場所については、別途、津市から指示するものとする。

(3) 賃貸借対象物件の搬入（津市の指定する場所へ搬入すること。）、設置（津市の指定する場所へ設置すること。）、設定（正常動作を補償する初期環境設定を行い、賃貸借物件の動作確認を行うこと。）、清掃（搬入に用いた段ボール箱の引き取り及び処分等を行うこと。）を確実にを行うものとする。

6 賃貸借に係る条件

(1) 賃貸借対象物件が、生産中止等により期限までに納入・設置できない場合は、津市の上承を得た後、速やかに当該物件と同等以上の機能を有した代替機器を納入・設置するものとする。

- (2) 契約期間終了後、賃貸借対象物件の回収後においては、機器内のデータが、データ復旧ソフトウェア等により復元されることのないように完全に消去するか、または廃棄処分することとし、データ等の漏洩を確実に防ぐものとする。また、これに係る経費等については、すべて納入・設置業者の負担で行うものとする。
- (3) 賃貸借対象物件に係る動産総合保険に加入するものとし、当該保険加入に係る費用は納入・設置業者が負担するものとする。
- (4) 賃貸借対象物件には、管理シールを貼付し、それに付随する管理台帳を用意するものとする。なお、当該管理台帳は電磁記録媒体（Excel 2003 形式）に記録し、納入するものとする。
- (5) 賃貸借対象物件のうち保守対象物件となるものについては、賃貸借期間内に障害等が発生した場合、直ちに調査を実施し、その原因の究明と速やかな復旧を行うものとする。

7 特記事項

- (1) 賃貸借対象物件は、すべて新品とする。
- (2) 納品物は全て、現地にて動作確認試験を実施し、試験結果の報告を行うものとする。
- (3) 賃貸借対象物件が、理由の如何によらず賃貸借の目的を達成できない状況になった場合は、速やかに更新・入換等の措置を講じるものとする。
- (4) 本業務において知り得た情報については、一切第三者に漏らしてはならない。また、業務履行後も同様とする。
- (5) 上記仕様書に記載のない事項については、津市と納入・設置業者が協議のうえ決定することとする。

賃貸借契約書(案)

津市(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)とは、下記の条項により、津市地域ICT利活用モデル構築事業に係る準拠情報システムにおいて使用するハードウェア機器、ソフトウェア及び付属設備並びに関連パソコン機器等(以下「機器等」という。)の賃貸借に関する契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、津市地域ICT利活用モデル構築事業に係る準拠情報システム機器等の賃貸借を行うものである。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、平成20年3月1日から平成22年3月31日までとする。この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。

(条件付解除条項)

第3条 甲は、この契約の締結の日の属する年度以降において、甲の歳入歳出予算の金額について減額または削除があった場合は、この契約を変更し、または解除することができる。

(契約対象物件等)

第4条 契約対象物件は、仕様書別添「賃貸借物件一覧」のとおりとする。また、設置場所等については追って甲より指示するものとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は契約金額の100分の10とする。ただし、津市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は減免する。

(賃貸借料)

第6条 賃貸借料は、別紙内訳書のとおりとする。

2 使用の開始、もしくは、解除の月において、機器等の賃貸借期間が一月に満たないとき、又は、乙の責めに帰すべき理由により機器等を使用できなかった期間があったときは、使用不可能日数に応じて賃貸借料は日割計算とする。ただし一月は、30日として計算する。

3 前項の規定による日割計算によって端数が生じたときは、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(賃貸借料の請求)

第7条 乙は、各月分に係わる賃貸借料等の支払を翌月1日以降に甲に請求するものとする。

(賃貸借料の支払)

第8条 甲は、乙から前条による適法な支払の請求があったときは、その日から30日以内に第6条の賃貸借料を乙に支払うものとする。

2 甲は、所定期間内に契約金額を支払うことができないときは、当該期間満了の日から支払をする日までの日数に応じ、未払代金に対し、津市契約規則(以下、「規則」という。)第34条第3項に規定された率により計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。

(機器等の所有権)

第9条 機器等の所有権は乙に帰属し、甲は、それらを善良なる管理者の注意義務をもって使用、管理しなければならない。

2 甲は、機器等が乙の所有であることを示す表示等を損するなど機器の現状を変更するような

行為をしてはならない。

3 この機器等を流通する一切のデータに関する所有権は、すべて甲に帰属するものとする。
(設置場所の変更)

第10条 甲は、甲の都合により第4条に定める設置場所を変更する場合は、予め乙に通知しなければならない。この場合において、機器等の設置場所の変更は乙が実施するものとする。

なお、この場合に要する費用は、一切の経費は乙が負担するものとする。

(情報の提供等)

第11条 乙は、機器等の機能の付加、改良又は修正に関する情報を得た場合においては、遅滞なく甲に通知しなければならない。

(再使用の許諾)

第12条 乙または丙は、第4条に規定する賃貸借物件中、ソフトウェアについては、甲への再使用にかかる著作権者の承諾を得ておかななければならない。(搬入、搬出料金)

第13条 機器等の搬入、搬出及び設置に要する一切の経費は乙の負担とする。

(保険)

第14条 乙は、機器等につき乙の費用で動産総合保険に加入する。

2 乙は、甲が故意又は重過失によって機器等に損害を与えた場合は、その賠償額を甲に対して請求することができる。ただし、その賠償額の算定に当たっては、甲乙協議してこれを定めるものとする。

3 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害に対しては、前項の規定にかかわらず乙は甲に請求しないものとする。

(秘密の保持)

第15条 乙は、当契約の履行に際し知り得た一切の甲の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約期間終了後も同様とする。

(甲の解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。この場合、甲は乙に対して違約金として契約金額の100分の10を請求することができる。

(1) 契約条項に違反したとき。

(2) 正当な理由なくして、乙から契約解除の申し入れがあったとき。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に掲げる事項に該当したとき。

2 前項の規定により、この契約を解除した場合は、乙は、これによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。その賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

(機器等の取り替え)

第17条 契約期間中において第5条の契約対象物件が賃貸借の目的を達成できない状況になった場合は、乙は、速やかに当該契約対象物件と同範囲で本契約の目的に適合する物件と交換しなければならない。

2 前項にかかる一切の経費は、乙の負担とする。

(危険負担)

第18条 第14条第2項以外の理由により生じた機器等についての損害は、乙の負担とする。

(乙の解除権)

第19条 乙は、甲が次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

(1) 契約条項に違反したとき。

(2) 正当な理由なくして、甲から契約解除の申し入れがあったとき。

2 前項の規定により、この契約を解除した場合は、甲は、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。その賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

(費用負担)

第20条 この契約を実施するために必要な書類等の作成に要する費用は乙の負担とする。

(裁判管轄)

第21条 この契約に関する訴訟は、甲の所在地を所轄する裁判所にて行うものとする。

(協議)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲、乙協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 津市西丸之内23番1号
津市
津市長 松田 直久

乙

競争入札参加者心得

津 市

1 入 札

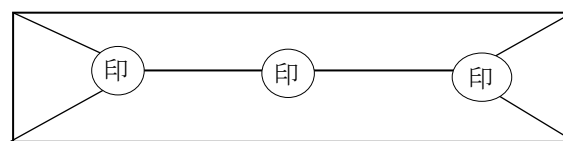
入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札書の記載等

- (1) 入札書には、日付・商号・代表者名・押印（競争入札参加者名簿登録業者にあつては、入札参加資格審査申請使用印鑑届出印）等を鮮明に表示すること。
 - (2) 入札書の金額はアラビア数字で、文字は楷書で記載すること。
 - (3) 代理人をして入札に関する行為をさせようとする場合は、入札前に委任状もしくは入札者確認票を提出すること。
 - (4) 入札書を封入する封筒には、次のとおり記載及び届出印または入札代理人の印を押印すること。
- (表)

入札書在中
(あて先)津市長
件 名 ○○○○○
社 名 ○○○○○

(裏) 貼合わせ部分（3ヶ所）に封印



3 無効入札

- 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
- (1) 入札参加資格のないものが行った入札
 - (2) 入札保証金を所定の日時までに納付しないで行った入札
 - (3) 入札書に記載した金額その他が不明確な入札
 - (4) 金額を訂正した入札
 - (5) 入札書に記名押印しないで行った入札
 - (6) 同一事項に対して2通以上行った入札
 - (7) 委任状もしくは入札者確認票を提出しない入札代理人が行った入札
 - (8) 入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として行った入札
 - (9) 意思表示が民法上無効とされる入札
 - (10) 再度入札において、前回一番札金額以上の金額が記載された入札
 - (11) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、入札書の記載等、特に指定した事項に違反して行った入札

4 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札（原則として2回）を行う。この場合において、前項の無効入札をした者を除くことがある。

なお、入札金額の読み上げは、場合によって上位何者かに限定することがありますので御承知ください。

5 錯誤の主張

入札書に記載した金額が、開札の結果、表示上の錯誤（総価で決定するときはその総価、単価で決定するときはその単価の桁違い）であると判明した場合は、落札決定までにその主張をすること。

6 入札の取りやめ等

入札への参加に係る業者等が不正の利益を得るために連合し、又は不穏な行動をなす等により公正な入札の執行を確保することができないと認められるときは、入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 入札者

入札者の入室は、原則一名に限ります。

8 入札時間の厳守

指定した時間までに入札場所に到着しない場合、入札に参加することができませんので御承知ください

津市公告第13号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに、津市に意見書を提出することができます。

平成20年1月18日

津市長 松田直久

1 都市計画の種類

津都市計画道路

- 3・5・43 東一身田駅前線
- 3・5・44 江戸橋一身田線
- 3・5・46 羽所桜橋線
- 3・5・47 栄町鳥居町線
- 3・5・48 津新地海岸線
- 3・5・49 新町古河線
- 3・5・50 新町神戸線
- 3・5・51 南新町桜田線
- 3・5・54 岩田橋阿漕浦線
- 3・5・55 阿漕駅津興線
- 3・5・56 結城神社雲出線
- 3・5・58 上津部田第2号線
- 3・5・61 西鷹跡町線
- 3・5・66 河芸停車場線
- 7・5・1 白塚駅西線
- 7・5・63 区画街路1号線

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する。

3 都市計画の案の縦覧場所

津市都市計画部都市計画課

4 縦覧期間

自 平成20年1月18日 至 平成20年2月1日

津市公告第14号

平成19年産水稻に係る農作物共済（一筆方式）の共済金の支払額を決定したので、津市農業共済条例（平成18年津市条例第185号）第41条の規定により、農作物共済加入者ごとに共済金の支払額、農作物共済減収量、共済金の支払期日及び共済金の支払方法を別紙のとおり公表します。

平成20年1月18日

津市長 松田直久

平成19年産水稻 加入者ごと共済金支払額等一覧

農家番号	地区名	共済金の支払額(円)	農作物共済減収量(kg)	共済金の支払期日	共済金の支払方法
1	津 雲出	37,910	170	平成19年12月21日	口座振込
2	津 安東	127,333	571	平成19年12月21日	口座振込
3	津 神戸	56,419	253	平成19年12月21日	口座振込
4	津 櫛形	84,740	380	平成19年12月21日	口座振込
5	津 櫛形	74,259	333	平成19年12月21日	口座振込
6	津 櫛形	39,248	176	平成19年12月21日	口座振込
7	津 櫛形	41,701	187	平成19年12月21日	口座振込
8	津 櫛形	12,488	56	平成19年12月21日	口座振込
9	津 櫛形	60,656	272	平成19年12月21日	口座振込
10	津 櫛形	153,647	689	平成19年12月21日	口座振込
11	津 櫛形	599,424	2,688	平成19年12月21日	口座振込
12	津 櫛形	39,471	177	平成19年12月21日	口座振込
13	津 櫛形	50,621	227	平成19年12月21日	口座振込
14	津 櫛形	60,879	273	平成19年12月21日	口座振込
15	津 櫛形	1,070,846	4,802	平成19年12月21日	口座振込
16	津 櫛形	145,396	652	平成19年12月21日	口座振込
17	津 櫛形	11,819	53	平成19年12月21日	口座振込
18	津 櫛形	57,757	259	平成19年12月21日	口座振込
19	津 櫛形	45,938	206	平成19年12月21日	口座振込
20	津 櫛形	47,276	212	平成19年12月21日	口座振込
21	津 櫛形	49,283	221	平成19年12月21日	口座振込
22	津 櫛形	50,621	227	平成19年12月21日	口座振込
23	津 櫛形	64,224	288	平成19年12月21日	口座振込
24	津 櫛形	42,147	189	平成19年12月21日	口座振込
25	津 櫛形	102,134	458	平成19年12月21日	口座振込
26	津 櫛形	191,111	857	平成19年12月21日	口座振込
27	津 片田	24,530	110	平成19年12月21日	口座振込
28	津 片田	23,861	107	平成19年12月21日	口座振込
29	津 片田	18,509	83	平成19年12月21日	口座振込
30	津 片田	4,683	21	平成19年12月21日	口座振込
31	津 片田	20,516	92	平成19年12月21日	口座振込
32	津 片田	5,129	23	平成19年12月21日	口座振込
33	津 片田	669	3	平成19年12月21日	口座振込
34	津 片田	18,063	81	平成19年12月21日	口座振込
35	津 片田	18,063	81	平成19年12月21日	口座振込
36	津 片田	11,373	51	平成19年12月21日	口座振込
37	津 片田	12,042	54	平成19年12月21日	口座振込
38	河芸	1,561	7	平成19年12月21日	口座振込
39	芸濃 明	7,359	33	平成19年12月21日	口座振込
40	芸濃 明	64,001	287	平成19年12月21日	口座振込
41	芸濃 明	4,237	19	平成19年12月21日	口座振込
42	芸濃 安西	4,906	22	平成19年12月21日	口座振込
43	芸濃 安西	78,942	354	平成19年12月21日	口座振込
44	芸濃 安西	39,917	179	平成19年12月21日	口座振込
45	芸濃 安西	52,405	235	平成19年12月21日	口座振込
46	芸濃 安西	385,344	1,728	平成19年12月21日	口座振込
47	芸濃 雲林院	18,732	84	平成19年12月21日	口座振込
48	芸濃 安西	4,906	22	平成19年12月21日	口座振込
49	安濃 草生	24,976	112	平成19年12月21日	口座振込
50	安濃 草生	346,765	1,555	平成19年12月21日	口座振込
51	安濃 草生	128,002	574	平成19年12月21日	口座振込
52	安濃 村主	111,277	499	平成19年12月21日	口座振込
53	安濃 村主	18,063	81	平成19年12月21日	口座振込
54	安濃 安濃	11,819	53	平成19年12月21日	口座振込

平成19年産水稻 加入者ごと共済金支払額等一覧

農家番号	地区名	共済金の支払額(円)	農作物共済減収量(kg)	共済金の支払期日	共済金の支払方法
55	安濃 安濃	12,042	54	平成19年12月21日	口座振込
56	安濃 安濃	11,596	52	平成19年12月21日	口座振込
57	安濃 明合	37,687	169	平成19年12月21日	口座振込
58	安濃 明合	31,666	142	平成19年12月21日	口座振込
59	安濃 明合	51,959	233	平成19年12月21日	口座振込
60	安濃 明合	26,983	121	平成19年12月21日	口座振込
61	安濃 草生	322,904	1,448	平成19年12月21日	口座振込
62	美里 長野	6,021	27	平成19年12月21日	口座振込
63	美里 辰水	4,906	22	平成19年12月21日	口座振込
64	美里 辰水	11,596	52	平成19年12月21日	口座振込
65	美里 辰水	21,185	95	平成19年12月21日	口座振込
66	美里 辰水	25,422	114	平成19年12月21日	口座振込
67	美杉 八知①	20,070	90	平成19年12月21日	口座振込
68	美杉 多気(上多気)	29,882	134	平成19年12月21日	口座振込
69	美杉 多気(下多気)	21,408	96	平成19年12月21日	口座振込
70	白山 家城	133,131	597	平成19年12月25日	口座振込
71	白山 家城	89,646	402	平成19年12月21日	口座振込
72	白山 川口	25,868	116	平成19年12月21日	口座振込
73	白山 川口	44,377	199	平成19年12月21日	口座振込
74	白山 大三	315,099	1,413	平成19年12月21日	口座振込
75	白山 大三	21,185	95	平成19年12月21日	口座振込
76	白山 大三	93,660	420	平成19年12月21日	口座振込
77	白山 倭	12,934	58	平成19年12月21日	口座振込
78	白山 八ツ山	28,990	130	平成19年12月21日	口座振込
79	白山 八ツ山	25,868	116	平成19年12月21日	口座振込
80	白山 八ツ山	56,419	253	平成19年12月21日	口座振込
81	一志 大井	15,610	70	平成19年12月21日	口座振込
82	一志 波瀬	17,617	79	平成19年12月21日	口座振込
83	一志 波瀬	10,927	49	平成19年12月21日	口座振込
84	一志 波瀬	1,561	7	平成19年12月21日	口座振込
85	一志 波瀬	3,568	16	平成19年12月21日	口座振込
86	一志 波瀬	10,927	49	平成19年12月21日	口座振込
87	一志 川合	38,356	172	平成19年12月21日	口座振込
88	一志 川合	147,180	660	平成19年12月21日	口座振込
89	一志 川合	48,168	216	平成19年12月21日	口座振込
90	一志 川合	62,440	280	平成19年12月21日	口座振込
91	一志 川合	29,436	132	平成19年12月21日	口座振込
92	一志 川合	24,753	111	平成19年12月21日	口座振込
93	一志 川合	53,743	241	平成19年12月21日	口座振込
94	一志 川合	51,067	229	平成19年12月21日	口座振込
95	一志 川合	39,025	175	平成19年12月21日	口座振込
96	一志 高岡	484,133	2,171	平成19年12月21日	口座振込
97	一志 高岡	100,127	449	平成19年12月21日	口座振込
98	久居 久居①	2,899	13	平成19年12月21日	口座振込
99	久居 桃園	27,875	125	平成19年12月21日	口座振込
100	久居 桃園	59,541	267	平成19年12月21日	口座振込
101	久居 桃園	4,460	20	平成19年12月21日	口座振込
102	久居 七栗	64,224	288	平成19年12月21日	口座振込
103	久居 七栗	17,617	79	平成19年12月21日	口座振込
104	久居 七栗	12,265	55	平成19年12月21日	口座振込
105	久居 稲葉	21,631	97	平成19年12月21日	口座振込
106	久居 稲葉	9,589	43	平成19年12月21日	口座振込
107	久居 稲葉	11,150	50	平成19年12月21日	口座振込
108	久居 榊原	223	1	平成19年12月21日	口座振込

平成19年産水稲 加入者ごと共済金支払額等一覧

農家 番号	地区名	共済金の 支払額(円)	農作物共済 減収量(kg)	共済金の 支払期日	共済金の 支払方法
109	久居 榊原	10,927	49	平成19年12月21日	口座振込
110	久居 榊原	47,499	213	平成19年12月21日	口座振込
111	久居 須ヶ瀬	1,338	6	平成19年12月21日	口座振込
112	香良洲	32,112	144	平成19年12月21日	口座振込
113	香良洲	44,823	201	平成19年12月21日	口座振込
114	香良洲	86,078	386	平成19年12月21日	口座振込
115	香良洲	67,123	301	平成19年12月21日	口座振込
116	香良洲	30,328	136	平成19年12月21日	口座振込
117	香良洲	1,115	5	平成19年12月21日	口座振込
118	香良洲	78,719	353	平成19年12月21日	口座振込
119	香良洲	80,503	361	平成19年12月21日	口座振込
120	香良洲	60,210	270	平成19年12月21日	口座振込
121	香良洲	31,666	142	平成19年12月21日	口座振込
122	香良洲	159,668	716	平成19年12月21日	口座振込
123	香良洲	17,394	78	平成19年12月21日	口座振込
124	香良洲	12,265	55	平成19年12月21日	口座振込
合計	124戸	8,392,382	37,634		

津市公告第15号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成20年1月22日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成20年1月18日
- 2 抑留期間 平成20年1月24日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 白塚町	雑種	黒白	メス	中	91日 以上	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059-223-5192

津市公告第16号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成20年1月24日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成20年1月22日
- 2 抑留期間 平成20年1月28日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 垂水	ラブラドル・レトリバー	ベージュ	オス	大	9 1 日 以 上	茶色の 首輪

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059-223-5192

津市公告第17号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年1月24日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日
平成20年1月15日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市高茶屋小森町字向山1720-11ほか11筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市広明町418-1
株式会社トップハウス
代表取締役 浪岡 昭

津市公告第18号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成20年1月29日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成20年1月27日
- 2 抑留期間 平成20年1月31日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 雲出長常町	コーギー犬	茶白	メス	中	不明	負傷犬 青の首輪 ベージュの バンド付き

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059-223-5192

津市公告第19号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年1月31日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日
平成20年1月24日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市青葉台一丁目、二丁目（7-1）工区
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市大倉19-1
日の出開発株式会社
代表取締役 田村 憲司

津市教育委員会告示第12号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成20年1月30日

津市教育委員会

委員長 中西 智子

- 1 招集の日時 平成20年1月31日（木）午前10時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件 津市指定文化財の種別の変更について

津市選挙管理委員会告示第2号

平成20年1月1日現在にて調製した津市農業委員会委員選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和26年法律第100号）第23条第2項の規定により告示する。

平成20年1月18日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

- 1 縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧に供する期間 平成20年2月23日から同年3月8日まで
(毎日午前8時30分から午後5時まで)

津市選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を
選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成20年1月18日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

1 抹消者数

男	女	計
1人	1人	2人

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹消した年月日 平成20年1月17日

津市監査委員告示第13号

平成19年11月28日に提出された「住民監査請求」について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき監査を行った結果、平成20年1月21日付けで下記のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

平成20年1月29日

津市監査委員	岡	部	高	樹
同	平	岡	益	生
同	永	田		正
同	山	中	利	之

記

第1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求は、平成19年11月28日に受理した。

2 請求人

三重県津市 杉原東洋児

3 請求の概要

本件監査請求書及び添付された事実を証する書類（平成19年12月20日に提出を受けた書類を含む。以下同じ。）の内容並びに請求人の陳述から、本件監査請求の概要は、以下のとおりであると理解した。

なお、請求人の陳述は、平成19年12月10日に聴取した。

（1）請求の要旨

市町村合併前の久居市、久居地区広域消防組合及び久居地区広域衛生施設組合（以下「久居市等」という。）の市長、管理者及び代表理事並びに助役、副管理者及び収入役（以下「久居市長等」という。）は、久居市等の一部の職員に対し、長年、不適正かつ違法な上乗せ給料及び当該上乗せ給料に基づく諸手当（以下「本件給与」という。）を支給していたが、津市長松田直久（以下「市長」という。）は、平成19年10月1日に、本件給与を受給していた職員及び職員であった者（以下「本件受給者」という。）に対

し、過去5年間遡り、不当に利得した本件給与相当額の返還を求めたものの、「根源的責任者」である久居市長等であった者に対しては、何らの責任を求めている。

しかし、本件給与の「支給」なくして「受給」はあり得ないのであり、久居市長等が長年の本件給与の支給により久居市等に与えた損害は多大であることから、市長が久居市長等であった者に対し、当該損害賠償請求権を行使しないことは、違法に財産の管理を怠るものである。

(2) 求める措置の内容

監査委員は、市長に対し、次のとおり勧告するよう、請求するものである。

ア 市長は、久居市長等であった者に対し、平成9年10月から平成14年9月までに支出された本件給与相当額及び所定の利息について、その損害を市に補填させるよう、必要な措置を講じよ。

イ 市長は、久居市長等であった者に対し、平成19年10月1日の市長の措置に関し、本件受給者に補填を求めなかった平成14年10月から平成17年12月までに支出された本件給与に係る所定の利息、及び本件受給者に返還を求めた本件給与相当額のうち未返還相当額について、その損害を市に補填させるよう、必要な措置を講じよ。

ウ 市長は、久居市長等であった者に対し、平成9年10月から平成17年12月までに支出した本件給与及び所定の利息の補填を求めるために要した諸経費相当額について、その損害を市に補填させるよう、必要な措置を講じよ。

第2 監査の結果

1 確認した事実と経過の概要

本件監査請求書に添付された事実を証する書類及び市長公室人事課（以下「人事課」という。）から提出を受けた資料に基づき確認した事実と経過の概要は、次のとおりである。

(1) 公文書開示請求

平成19年1月30日に、久居市における一般行政職職員（久居市職員の給与に関する条例（昭和32年久居市条例第7号）に定める行政職給料表における職務の級が5級以上の職員）に係る給与支給明細書等に関する

公文書の開示請求があり、同年2月13日に該当する公文書の部分開示がなされた。

(2) 新聞報道等

平成19年4月22日から同月24日にかけて、本件給与に係る新聞報道等がなされた。

(3) 合併前市町村等の給与取扱いに係る総点検の実施及び結果

人事課は、新聞報道等の後、合併前市町村等の給与の取扱いに関して、関係する条例等の確認及び関係者への聞き取り等による総点検を実施した。

この結果、久居市等における行政職給料表5級及び6級に該当する職員の枠外昇給の取扱いについて、久居市職員の給与に関する条例第5条第5項ただし書及び久居市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和61年久居市規則第4号）第25条第1項（久居地区広域消防組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和61年久居地区広域消防組合規則第1号）第2条及び久居地区広域衛生施設組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和61年久居地区広域衛生施設組合規則第1号）において準用する場合を含む。以下「久居市給与条例等」という。）に定める枠外昇給は「その者の属する級における最高の号給の額とその一号給下位の号給の額との差額をその者が現に受けている給料月額に加えた額に昇給させることができる」ものとしていたが、「その者の職務の級より上位の職務の級の給料月額を支給していたことを確認した」とした。

(4) 本件給与の返還等

人事課は、前記総点検の結果、久居市等による枠外昇給の取扱いは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第1項が定める「職務給の原則」及び同条第3項が定める「均衡の原則」等の観点から適正を欠くものとして、本件給与の平成14年10月支給分まで遡り、久居市給与条例等その他関係例規に基づき、改めて枠外昇給に係る見直しを行った上、市長は、平成19年10月1日に、本件受給者に対し、本件給与相当額の返還を求めるなどの措置を講じた。

2 結論

本件監査請求書及び添付された事実を証する書類の内容並びに請求人の陳述のほか、人事課から提出を受けた資料等を総合的に監査したところ、本件監査請求は適法な監査請求であると認めることができないと判断したため、これを却下する。

3 結論に至った理由

結論に至った理由は、次のとおりである。

(1) 監査請求の期間制限の適用

法第242条第1項に基づく監査請求は、地方公共団体の長又は職員等による違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に財産の管理等を怠る事実があると認めるときは、これらの行為又は怠る事実によって当該地方公共団体が被った財産上の損害の補填のため、又は損害を被ることを防止するための必要な措置を講ずべきことを請求することができるものである。

そして、違法又は不当な財務会計上の行為について、同条第2項は「当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したとき」は、正当な理由がある場合を除き「これをすることができない」と定められており、この期間制限は、財務会計上の行為がたとえ違法又は不当なものであるとしても、期限なく監査請求及び住民訴訟の対象となり得れば、行政の法的安定性を損ない好ましくないことから設けられたものと解される。これに対し、違法又は不当に財産の管理等を怠る事実については、このような期間制限はなく、当該地方公共団体の住民は、怠る事実が存在する限り、いつでも監査請求をすることができるものとされている。

しかし、財務会計上の行為に基づいて生じた実体法上の損害賠償請求権等の不行使についても、「怠る事実」として期間制限が及ばないとすると、当該財務会計上の行為については、1年という期間制限により監査請求することができないにもかかわらず、当該行為に基づき生じた損害については補填等の措置を請求し得る状態が継続することとなり、期間制限が設けられた法の趣旨を没却させることとなる。

この期間制限の適用について示された昭和62年2月20日及び平成14年7月2日の最高裁判所判決によると、怠る事実を対象としてなされた監査請求であっても、財務会計上の行為が違法であるからこそ発生する実体法上の損害賠償請求権等の不行使を「怠る事実」として対象とするものである場合には、当該財務会計上の行為が違法と評価されて初めて当該請求権が発生するのであるから、監査委員は「当該財務会計上の行為が違法であるか否かを判断しなければ当該怠る事実の監査を遂げることができないという関係にある」とした上、こうした関係にある監査請求に限り、「当

該財務会計上の行為を対象とする監査を求める趣旨を含むものとみざるを得ず、当該行為のあった日又は終わった日を基準として、期間制限の適用がある」としている。

(2) 本件監査請求に係る判断

前記期間制限の適用に係る法規及び判例の趣旨のもと、本件監査請求についてみると、本件監査請求における請求人の主張は、久居市長等が長年の本件給与の支給により久居市等に損害を与えたものとして、久居市長等であった者に対し、損害賠償請求権を行使するよう勧告することを求めたものである。

しかるに、当該損害賠償請求権は、久居市長等による「本件給与の支出」が違法と評価されて初めて発生するのであるから、本件監査請求は「本件給与の支出」という財務会計上の行為を対象として監査を求める趣旨を含んだもので、当該行為のあった日を基準として、期間制限の適用があるものと解するのが妥当である。

そして、久居市長等による本件給与の支出のあった最も遅い日は、平成17年12月21日であることから、本件監査請求は、この日から1年を経過してなされたものであると認められる。

さらに、1年を経過して本件監査請求がなされたことに、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」があるか否かについて判断すると、「正当な理由」の有無は、特段の事情がない限り、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに、客観的にみて当該行為を知ることができたと解される時点から「相当の期間」内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである。

本件給与の支出については、平成10年10月16日から同年12月4日にかけて開会された久居市議会行政改革調査特別委員会の付議事件の中で討議された経緯があり、同委員会は原則公開のもと開会されていたものと考えられることから、当時の久居市民は、同年10月から12月ごろには、相当の注意力をもって調査したときに、客観的にみて監査請求をするに足る程度に、本件給与の内容を知ることができたと判断される。仮に同委員会における討議の経緯を考慮しないとしても、本市の市民は、新聞により本件給与について最初に報道された平成19年4月22日ごろには、監査請求をするに足る程度に、本件給与の内容を知ることができたと解することが妥当である。

したがって、この新聞報道の日を基準にした場合、本件監査請求があった日は、同日から7か月以上経過しており、監査請求書及びその事実を証する書面の作成に要する日数を考慮すると、「相当な期間」内に監査請求されたものと認めることはできず（同趣旨／平成14年9月12日最高裁判所判決）、よって、「正当な理由」があるとは認められない。

以上の理由から、本件監査請求は、法第242条第2項に定める期間を徒過してなされたものとして、不適法たる評価を免れないものと判断した。

以上

津市水道局告示第1号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成20年1月18日

津市水道事業管理者 平井秀次

名称	所在地	指定年月日
村田設備	津市津興69番地2	平成20年1月15日
アクアサービスナカモリ	名張市箕曲中村336番地	平成20年1月15日